

計 画 書

南城都市計画用途地域の変更(南城市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 26ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10.0m	
第一種中高層住居専用地域	約 34ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 2.8ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 37ha	—	—	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	約 2.8ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第一種住居地域	約 24ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種住居地域	約 30ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
準住居地域	約 1.3ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 6.5ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
準工業地域	約 7.6ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
合 計	約 134ha	—	—	—	—	—	

注:端数処理のため、内訳は必ずしも一致しない。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

南城市都市計画マスタープランの将来都市構造において「先導的都市拠点(都市拠点の一部)」として、自動車専用道路 1・4・1 号南部東道路の整備を見据えた市の中心的機能を担う新たな拠点に位置づけられている垣花地区において、別に都市計画により定める地区計画等による計画的な市街地形成を図るとともに、先導的都市拠点に必要とされる多様な都市機能や産業の立地促進を図るために、用途地域の新たな指定を行うものである。